

大阪市工業用水道
特定運営事業等

実施方針（案）

令和2年2月
大阪市

目次

第1	はじめに	1
1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	本事業の実施にあたって想定される関係法令等	6
(1)	法令	6
(2)	条例	8
(3)	準拠又は参照すべき指針・仕様等	8
第2	本事業実施の背景、目的等	10
1	事業の背景・目的	10
(1)	背景	10
(2)	目的	11
2	運営権者に求める基本方針	11
第3	特定事業の選定に関する事項	13
1	事業内容に関する事項	13
(1)	事業名称	13
(2)	公共施設等の管理者の名称	13
(3)	担当部局	13
(4)	本運営事業の対象となる施設	13
(5)	事業方式	13
(6)	事業の範囲	13
(7)	事業期間・運営権の存続期間	17
(8)	運営権者が受領する権利及び資産等	19
(9)	市職員の派遣要請	20
(10)	本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	20
(11)	市が実施している業務との連携	20
(12)	更新等を行った施設の所有	20
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	21
(1)	選定基準	21
(2)	選定結果の公表	21
第4	民間事業者の募集及び選定に関する事項	22
1	事業者の選定に関する事項（選定の手続き）	22
(1)	募集及び選定方法	22
(2)	審査及び選定手続き	22
(3)	優先交渉権者選定後の手続き	24
(4)	提案書類等提出に係る注意事項	26
2	競争参加資格に関する事項	27

(1) 応募者の構成	27
(2) 参加資格	27
3 事業者選定のスケジュール等	28
第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	30
1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担	30
(1) 不可抗力	30
(2) 需要及び事業費の変動	30
2 保険	30
3 対象業務における要求水準	30
4 利用料金等及び運営権対価に関する事項	32
(1) 利用料金等の考え方	32
(2) 利用料金及び運営権対価の設定及び提案	32
(3) 利用料金の収納	34
5 事業の費用負担に関する事項	34
(1) 運営権者が実施する本事業に要する費用	34
(2) 20 条負担金	35
(3) 運営権を設定しない施設等に関する費用	35
6 運営権者の責任の履行確認に関する事項	35
(1) 基本方針	35
(2) モニタリングの実施体制	36
(3) モニタリング計画（案）の概要・骨子	37
(4) モニタリングによる改善措置等	38
7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	38
(1) 運営権の処分	38
(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分	39
第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	41
1 公共施設の内容	41
(1) 運営権設定対象施設の立地に関する事項	41
(2) 運営権設定対象施設の規模に関する事項	41
2 土地の使用に関する事項	42
第7 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	43
1 実施契約に定めようとする事項	43
2 疑義が生じた場合の措置	43
3 管轄裁判所の指定	43
第8 本運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	44
1 運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	44
(1) 解除事由	44
(2) 解除後の措置	44

2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置	44
(1)	市事由解除	44
(2)	不可抗力解除又は終了	45
(3)	特定法令等変更解除	45
3	金融機関又は融資団と市との協議	46
第9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	47
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	47
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	47
3	その他の措置及び支援に関する事項	47

第1 はじめに

1 はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、市の給水区域※において、経営の持続性を確保しながら、地盤沈下対策及び産業活動の基盤として工業用水を安定して供給するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権の活用による大阪市工業用水道特定運営事業（以下「本運営事業」という。）及び本運営事業に附随する事業を一体として行う大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定することを予定している。

本実施方針（案）は、PFI法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定等を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定に基づいて市が策定する実施方針に記載を予定している実施条件に関する事項について記載したものである。

※給水区域とは、工業用水法施行令（昭和32年政令第142号。）別記第4号で定める地域であり、都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、西成区、北区（大阪市道豊崎鷺洲線との交会点以東の大阪市道大阪環状線及び大阪市道豊崎鷺洲線以北の地域並びに大阪市道豊崎鷺洲線、大阪市道梅田貨物駅西横線及び福島区との境界線で囲まれた地域に限る。）、生野区（平野川以東の地域に限る。）、住之江区（一般国道26号線以西の地域に限る。）、東住吉区（一般国道25号線以北の地域に限る。）及び平野区（平野川との交会点以西の一般国道25号線及びその交会点以東の平野川以北の地域並びに加美西2丁目のうち平野川以南の地域に限る。）をいう。

2 用語の定義

本実施方針（案）で使用する用語の定義は、表1、表2に掲げるとおりである。

表1 用語の定義（1）

用 語	掲載ページ	定 義
水道事業からのバックアップ	10, 15	災害時や緊急時等において水道事業から上水（原水含む）の供給を受けることであり、以下の2とおりがある。 ①浄水場内でのバックアップ 原水水質異常による取水停止や浄水設備の故障等に伴い、工業用水道施設による浄水処理が不可能となった場

		合において、構内連絡設備を経由し、上水の原水や沈澱処理水を工業用水道の処理系統へ供給することによって、工業用水道施設の利用者（以下「利用者」という。）への給水を継続すること。 ②上水道配水管からのバックアップ 災害、突発漏水等に伴う管路破損時や配水管工事の施工時など、工業用水道管路が断水した場合において、市内9か所に設置された上工連絡設備※等を経由し、上水を工業用水道管路に供給することで、利用者への給水を継続すること。上水に含まれる残留塩素に留意する必要がある。 ※…上水道配水管と工業用水道配水管を相互連絡することができる設備であり、工業用水が上水側に逆流しない措置（逆止弁の設置等）が講じられている。双方の配水管は通常、上工水連絡管室内で物理的に遮断されており、連絡時には、接続管を設置したうえで、適切な手順による制水弁操作が必要になる。
セルフモニタリング	14, 25, 35, 36, 37	運営権者が、事業計画に基づいて実施した事業に対し、事業目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準との適合状況等を自ら確認し、評価すること。
運転管理	14, 15, 31, 37	浄水場及び配水場（以下「浄配水場」という。）の薬品注入やポンプ制御など、浄水処理から配水運用※までの各工程を監視・コントロールする業務。市では、水道事業の柴島浄水場を拠点として、上水道・工業用水道の全ての浄配水場を一体的に運転管理している。 ※…年間を通じ、水量、水質、水圧について安定的に給水できるよう、東淀川浄水場における年間の運転管理計画や配水管の断水計画等を調整すること。
状態監視保全	11, 15, 21, 23	故障や劣化傾向などを検出する装置などで、設備などの作動状態を監視することによる予防保全。 このうち、管路の状態監視保全については、異常、損傷、地下漏水などを把握する手法を用いて、管路状態を監視し、不具合があれば大規模漏水※に至る前に、その劣化状況に応じた適切な措置を講じる一連の行為を指す。

		※…第三者破損を除く突発漏水のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故。 (具体的な事例) ①幹線道路の全域にわたる冠水や陥没、それに伴う全面通行止め ②軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水や陥没 ③広範囲の利用者に対する断水・減圧 など
末端管路	15, 34	既存の利用者の使用中止によって、区間内に利用者が存在しなくなった管路。新規需要の可能性と維持管理性を勘案しながら、総合的な事故リスク低減に努める必要があり、特に、道路安全性の確保及び事業経営上の判断として、撤去による除却を促進する必要がある。
支障移設	16, 31, 34	市の配水管の設置場所における施設管理者又は他の埋設企業体*が実施する工事に支障となる配水設備を、別の場所に移設する工事。相手側によって、費用負担の考え方が異なる。 ※…下水、ガス、通信等、埋設工事を実施する企業体。
水道メーター点検	16, 37	水道メーターの検針及び異常等の有無、工業用水道の使用状態の調査等これらに附随する業務。
給水施設	3, 5, 16, 32, 34, 35	配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のうち、水道メーターまでのもの。給水管、分水栓、制水弁、水道メーター等の全部もしくは一部で構成しており、利用者の費用負担で市が設置・撤去工事を行っている。
上水道等との誤接合（クロスコネクション）	3, 16, 32	給水施設及び内部施設を、上水道、井河水その他の供給管と直結すること。特に、上水道の給水管との誤接合では、工業用水が上水道配水管へ逆流することによる水質被害が発生している。
内部施設	3, 16	配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のうち、水道メーター以降の利用者自身が設置したもので、工場等施設内部の給水管等を含む。上水道の給水管との誤接合（クロスコネクション）が発生しないよう、利用者への指導・注意喚起が必要である。
災害	1, 2, 4, 16,	災害対策基本法に規定される災害のこと。市が想定す

	18, 30, 31	る災害は、「大阪市地域防災計画」に定めている。なお、地震発生時には、震度4以上で大阪市災害対策緊急本部又は大阪市災害対策本部が設置される。
事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan)	16	災害等危機時に実施する「非常時優先業務」※の遂行に必要な資源の分析、整備を行い、限られた資源を有効かつ適材適所に活用しながら、その実効性を高めるための計画。災害時の事業執行に向けたソフト面の計画として位置づけられる。 市では、災害時に事業継続計画に準拠して、大阪市災害対策本部水道部を設置し、「非常時優先業務」を組織的に実施することとしている。 ※…危機をきっかけに新たに発生する業務（応急対策活動）＋危機時においても継続すべき平常業務
応急復旧	30	時間を要する本復旧※に先立ち、断水の早期解消を図るため、災害被災時における大規模漏水時の緊急停水や被害を受けた浄配水場及び管路に緊急的な措置（補修等）を施すこと。仮復旧ともいう。 ※…災害被災時の応急復旧後、施設が正常に稼働するよう管路の取替等、更新や改造による機能回復を講じること。応急復旧を経ない場合もある。

表2 用語の定義（2）

用 語		定 義
経営		事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、モニタリング等の事業全体の管理等。
お客さまサービス		使用開始・中止の手続きや給水施設工事、料金収納、メーター交換等の利用者への対応全般。
維持 修繕	巡視	施設の異状の有無や機能低下などの状態を確認するために見回ること。
	保守点検	施設の異状の有無や機能低下などの状態を確認すること。
	維持	施設の機能を保持するために、施設の巡視、保守点検、診断、清掃等の作業を行うこと（工事を伴わない）。
	修繕・補修	施設の損傷、腐食その他劣化を把握したときに、原状程度に復旧するために工事等を行うこと。
	更生（ライニング）	老朽管の漏水防止と機能維持を図るため、既存管の内面に被覆を施すこと。
更新	取替	機能（性能）の向上又は耐久性が増加するよう、既存設備の全部又は主要な部分を取り替えること。
	更生（自立管）	耐久性が増加するよう、既存管の内面に新たに管を構築し、強度を復元すること。
改造		耐久性が増加するよう、既存設備の一部を取り替え又は補強すること。

注）更生の区分（ライニング・自立管）は、材料特性（更生材単独で土圧及び活荷重等に抵抗できる耐荷能力・耐久性を有するか否か）によって市が判断する。

3 本事業の実施にあたって想定される関係法令等

(1) 法令

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・工業用水道事業法施行令（昭和 33 年政令第 291 号）
- ・工業用水道事業法施行規則（昭和 33 年通商産業省令第 118 号）
- ・工業用水道施設の技術的基準を定める省令（昭和 33 年通商産業省令第 119 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）
- ・計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- ・ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・ 土地基本法（平成元年法律第 84 号）
- ・ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）

- ・その他関連法令

(2) 条例

ア 大阪府条例

- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- ・大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）
- ・大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）
- ・大阪府都市計画法施行条例（平成15年大阪府条例第8号）
- ・その他関連条例

イ 市条例

- ・大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）
- ・大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）
- ・大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）
- ・大阪市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）
- ・大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）
- ・大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）
- ・大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）
- ・大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）
- ・大阪市市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）
- ・大阪市中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）
- ・大阪市安全なまちづくり条例（平成14年大阪市条例第14号）
- ・大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）
- ・その他関連条例

ウ その他関連条例

(3) 準拠又は参照すべき指針・仕様等

- ・工業用水道施設設計指針・解説（日本工業用水協会）
- ・工業用水道維持管理指針（日本工業用水協会）
- ・日本産業規格（JIS）

- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・工業用水道実務必携（日本工業用水協会）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・道路土工（日本道路協会）
- ・近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書及び同実施細則
- ・その他関連基準

第2 本事業実施の背景、目的等

1 事業の背景・目的

(1) 背景

市は、昭和初期からの工業発展に伴う地下水の過剰汲み上げが原因となっており、台風時には高潮で大きな浸水被害を受けるなど、西大阪地域を中心に地盤沈下が進行したため、昭和29年に地下水の代替水を供給する目的で工業用水道による給水を開始した。

昭和31年の工業用水法（昭和31年法律第146号）制定による工業用地下水の汲み上げ規制以降、約58万 m^3 /日の施設能力を有するに至るまで、産業活動を支える水インフラとしての役割も担いつつ工業用水道事業を拡張し、昭和45年には過去最大となる1日最大給水量約47万 m^3 を記録した。

しかしながら、昭和48年の石油危機による景気後退を契機として、社会情勢や産業構造の変化により給水量が減少の一途を辿り、平成20年のリーマン・ショック以降の急速な景気悪化の影響や利用者における水の合理的利用の進展によって水需要及び給水収益は減少し続けている。

市は、その間、浄水場の段階的な縮小及び廃止、上水道との一元的な運用による浄配水場の運転効率化、工業用水道メーターの自動検針導入、職員数の削減等、多様な経営改善方策に取り組み、平成19年度以降、経常黒字を確保しているが、現在の水需要の続落傾向や、多量使用の利用者の使用中止による収益悪化のリスクなどを勘案すると、予断を許さない経営状況にある。

これに対応するため、市が策定した「大阪市水道経営戦略2018―2027 工業用水道事業編」（以下「経営戦略」という。）では、「健全性・安全性」、「生産性・効率性」、「施設の現況」それぞれの視点から、客観的な経営指標による分析、評価を行うとともに、内部環境（強み、弱み）及び外部環境（機会、脅威）に分類した「SWOT分析」により、脅威に備え、弱みを解消するための3つの経営取組課題として、「給水収益の減少」、「収支バランスの改善」、「老朽化による更新需要の増大」を、機会を捉え、強みを活かすための2つの経営取組課題として、「水道事業からのバックアップ」、「官民連携の推進」を抽出した。

また、大阪市域では、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催やIRの誘致をはじめ、大阪の都市魅力向上に向けたインフラ施設や都市機能のさらなる充実、強化が進められているなど、本事業にとっての好機が到来しており、今後は、民間発想に

立ったプラス思考の経営方針も求められるところとなっている。

(2) 目的

本事業は、市が策定した「経営戦略」で抽出した5つの経営取組課題において、民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を可能とする抜本的な経営改革を推進することにより、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現しつつ、市域の産業活動を支える水インフラとして、安定した水質、豊富な水量、低廉な価格により、その役割を担い続けていくことを目的として実施する。

また、その際には、市が描く工業用水道事業経営の将来像に関する複数のシナリオに対し、その時々状況に応じて、これを弾力的に選択できるよう、市との情報共有や協議を行いつつ、効率的かつ最適な施設配置に向けた事業の推進を図るものとする。

2 運営権者に求める基本方針

1に掲げる市の目的を達成するため、本事業をより適切に執行するにあたり、市が公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた公共施設等運営権者（PFI法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める、本事業の運営上最も重要と考える基本方針を以下に示す。

- (1) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「事業法」という。）第2条第5項に規定する工業用水道事業者として、関係法令及び市が求める要求水準を満足し、本事業の公共性と経営の合理性に配慮しつつ、事業法第1条の目的を達成すること。
- (2) 市が策定した「経営戦略」の内容を十分に理解し、以下の項目について民間の経営及び技術ノウハウを発揮しつつ、市が平成19年度以降取り組んできた実績と同等以上の水準による安定した事業経営を行うこと。

ア 日常の安定供給に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセットマネジメント方針とし、施設の更新や維持修繕にあたっては、給水区域別の利用者の分布状況や水需要動向、施設の立地特性等を総合的に勘案しつつ、効率的で収益性の高い戦略的な投資水準とすること。

イ 特に、管路については、漏水事故の未然防止と長寿命化を主眼とした、先進的な状態監視保全システムを構築するとともに、漏水事故発生時において、断水に伴う事業継続への支障や道路冠水等著しい社会的影響が懸念される老朽管を更新する場合には、資本費を抑制する費用対効果の高い管材料や工法等を柔軟に採用すること。

- (3) 大阪におけるまちづくりや産業振興の動向と連動した利用者のニーズを把握し、価格弾力性に着目した給水収益の増大や安定確保の観点から、利用者にとってインセンティブの高い料金オプションの設定について検討・実施するとともに、新たな発想によるサービスや付加価値の創出、新規需要の開拓等に向けた積極的かつ戦略的な広報・営業活動を行うことにより、収益性の向上を図ること。
- (4) 適切な内部統制体制を構築することによって、透明性と公正性が高く、コーポレートガバナンスと企業倫理に優れた健全な事業経営を行うこと。

第3 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市工業用水道特定運営事業等

(2) 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 河谷 幸生

(3) 担当部局

大阪市水道局総務部経営改革課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル1TM棟9階

(4) 本運営事業の対象となる施設

本運営事業の対象となる施設の範囲は、事業法に基づく市工業用水道事業の事業用資産の総体とし、運営権を設定する施設は、事業用資産の総体のうち、市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除き、本事業の期間中に市が更新又は改造（以下「更新等」という。）した施設を含む。（以下「運営権設定対象施設」という。）

(5) 事業方式

本運営事業は、PFI法第16条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、当該施設の運営等を行う公共施設等運営事業（PFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）とする。

(6) 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。なお、運営権者は、本事業遂行のため、事業法第3条第2項に基づき、工業用水道事業の許可を取得しなければならない。

運営権者は、本事業の期間（以下「本事業期間」という。）中、本事業に係る業務のうち、市と運営権者で締結する、大阪市工業用水道特定運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）に委託禁止業務として定められた業務を除き、事前に市へ通知したうえで、第三者に委託し、又は請負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

本実施方針（案）公表時点で市が想定する、当該業務を行ううえで運営権者が遵守すべき制限及び手続を含め、本事業における詳細な各業務の内容及び要求水準については、

別紙1 要求水準書（案）において示す。

ア 特定事業

本運営事業として、実施することを義務付ける業務であり、具体的な業務は、(ア)から(オ)のとおりである。

(ア) 工業用水の供給及び経営等に関する業務

A 工業用水の供給に関する業務

- ・ 工業用水の供給
- ・ 供給規程の作成
- ・ 利用料金の設定
- ・ 供給規程の認可及び届出
- ・ 所管省庁との連絡調整

B 経営に関する業務

- ・ 事業計画書の作成
- ・ 事業報告書の作成
- ・ 実施体制の構築
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備、運用

C 事業全般に係る事項

- ・ 地域との共生
- ・ 環境対策
- ・ 文書の保管
- ・ 市所管業務等への協力及び協同

(イ) 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務

A 施設管理

- ・ 施設管理計画の策定
- ・ 施設整備
- ・ 維持管理

B 運転管理

- ・ 運転管理計画の作成
- ・ 日常点検
- ・ 取水口の運転管理
- ・ 沈砂池の運転管理
- ・ 凝集沈澱池の運転管理

- ・ 薬品類の管理
- ・ 配水量、配水吐出圧の管理
- ・ 水利使用許可に伴う対応
- ・ 水道事業からのバックアップ対応

C 水質管理

- ・ 原水、浄水の水質管理
- ・ 水質の測定、記録
- ・ 浄水処理過程における処理効果の確認
- ・ 水源水質の監視
- ・ 外部機関との技術協力
- ・ 水質相談対応

なお、運転管理及び水質管理業務については、市水道事業の主力浄水場である柴島浄水場構内に位置する東淀川浄水場の立地特性により、浄配水場に係る運転管理の一元化、浄水処理及び水質管理の一体化、排水処理施設の共用など、上工水一体によるシステムが既に市によって構築されているため、市への委託を原則とし、詳細な実施手法に関し、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結するものとする。詳細は、実施契約書（案）において示す。

また、運営権者が実施する場合は、事業を開始するまでに、運営権者自らが、工業用水道単独の運転管理システムを構築する。詳細は、募集要項等（第４－１（２）イ（ア）参照）公表時において示す。

（ウ） 管路の管理運営に関する業務

A 管路管理計画の策定

B 管路管理計画の運用・管理

- ・ 管路管理実施体制の構築
- ・ 状態監視保全
- ・ 更新
- ・ 末端管路の管理、撤去
- ・ 工業用水道管路の機能分類の変更

C 維持保全

- ・ 配水設備の維持管理
- ・ 断通水作業等
- ・ 他企業工事への対応

D 緊急修繕

- ・ 突発漏水等への対応

- ・ 水質異常、異物漏出、出水不良時の対応
- ・ 水圧調査
- ・ 第三者破損発生時の対応

E 支障移設関連

- ・ 道路工事に伴う支障移設等
- ・ 依頼に基づく支障移設等

(エ) お客さまサービスに関する業務

A 営業に関する業務

- ・ 給水収益や新たな収入源の確保
- ・ 各種受付、問い合わせ対応
- ・ 水道メーター点検
- ・ 利用料金の収納
- ・ 利用者情報のシステムによる管理
- ・ 情報発信
- ・ 工業用水の断水等に関する啓発活動

B 水道メーターに関する業務

- ・ 水道メーターの管理
- ・ 水道メーターの検査

(オ) 災害及び事故への対応に関する業務

A 災害への対応に関する業務

- ・ 事業継続計画の策定
- ・ 災害への対応業務
- ・ 災害に備えた活動
- ・ 他事業体の施設復旧支援

B 事故への対応に関する業務

- ・ 各種事故対応マニュアルの策定
- ・ 事故への対応業務

イ 附帯事業

本運営事業として、特定事業と一体的に実施することを義務付ける給水施設に関する業務（使用開始・中止の工事申込受付、設置・撤去工事の設計及び施工、内部施設の確認・上水道等との誤接合防止、道路部分の緊急修繕、給水の異常時等の対応）をいう。

ウ 任意事業

利用者の工場内設備の保守や受水槽等関連設備の設置、リース事業など、運営権者が、お客さまサービス等を通じて特定事業の経営に資するものと自ら判断して実施する業務をいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。

任意事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲であるとともに、運営権設定対象施設の機能を阻害しないものとして、事前に市の承認を得たうえで、運営権者自ら、又は運営権者の子会社もしくは関連会社（以下「運営権者子会社等」という。）と協力して実施することができる。

また、特定事業及び附帯事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じ、その経理にあたっては特定事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、本運営事業用地及び施設を活用する場合は、市と運営権者が締結する市有財産賃貸借契約に基づく有償貸付による事業であることに留意すること。

（７）事業期間・運営権の存続期間

ア 本事業期間

本事業期間は、運営権者が事業法第３条第２項に規定する事業に関する経済産業大臣の許可を受けること、事業計画書等必要な書類が提出されていること、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の実施契約で定める本事業の開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の10年を経過する日が属する事業年度末（イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、本契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は、令和４年４月１日を予定している。

なお、事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの１年間を指す。

イ 本事業期間の延長

運営権者は、本事業終了日の２年前までに、ウの範囲内で運営権者が希望する期間だけ、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合、市は運営権者と本事業期間の延長に係る条件等の協議を行い、両者の合意により本事業期間を延長する。こ

の場合の延長の実施は1回に限る。

また、上記の延長とは別に、自然災害等の不可抗力（第5－1（1）の「不可抗力」をいう。）により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要が生じた等の実施契約に定める事由が発生した場合は、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる。この場合の延長の実施は、1回に限るものではない。

本事業期間の延長を行う場合は、市は、当該延長期間に係る要求水準書を改めて定めるとともに、運営権者は、当該延長期間に係る事業計画書を市に提出するものとし、運営権者から市への対価の追加的支払いの有無について、市と運営権者は協議を行う。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日までとし、運営権は、同日をもって消滅する。

なお、運営権の存続期間は、イに定める本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることができない。

エ 本事業期間終了時の取扱い

（ア）事業終了の手続き

運営権者は、本事業終了日までに、事業法第9条第2項に規定する事業廃止の許可を受けなければならない。

（イ）運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

（ウ）業務の引継

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継は、原則として、本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

（エ）文書等の引き渡し

運営権者は、本事業期間中に作成・取得した文書等のうち、国等の許認可、所管省庁からの通知・通達、利用者との契約書類・対応記録、関係機関との協議録等を、市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(オ) 運営権者が所有する資産等

市は、運営権者が所有する本運営事業の実施に係る資産等のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。その他の運営権者が所有する資産等は、全て運営権者の責任において処分しなければならない。なお、買い取りの方法等については、実施契約書（案）において示す。

(カ) 任意事業の取扱い

任意事業は、原則、本事業期間終了時に終了するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、市と運営権者は事業の継続について協議を行うものとする。

本運営事業用地及び施設を活用していた場合は、本事業終了日に(6)ウに示す市有財産賃貸借契約が解除され又は終了し、運営権者は原則として自らの費用負担により、市が指定する日までに、本運営事業用地及び施設を原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、運営権者又は運営権者子会社等が所有する任意事業に係る資産のうち、市又は市の指定する者が必要と認め、買い取ることとした資産の場合には、運営権者は、本事業終了日に当該資産を現状有姿で引き渡す。なお、買い取りの方法等については、実施契約書（案）において示す。

(8) 運営権者が受領する権利及び資産等

本事業開始日までに運営権者が受領する権利等は、アのとおりである。また、運営権者が希望した場合に、市と内容を協議、確定し、本事業開始日までに契約を締結したうえで受領する権利等は、イのとおりである。

なお、ア(ア)以外の詳細は、募集要項等公表時に開示する。

ア 運営権者が受領する権利等

(ア) 運営権

本運営事業を行うために必要となる、市工業用水道事業の事業用資産の総体（ただし、市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除き、本事業期間中に市が更新等をした施設を含む。）に設定される運営権。

(イ) 他自治体等と締結する協定、覚書等

市が他自治体等と本事業に関連して締結し、本事業開始後も引き続き締結が必要となる協定、覚書等。

(ウ) 行政財産の目的外使用許可

(4)の運営権設定対象施設には、市が第三者に対し地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の目的外使用許可をしている場合があるが、当該目的外使用許可は許可期限の到来までは本事業開始日以降も市において継続され

るものとする。また、本事業開始日以降、市は運営権者と協議のうえ、新たに許可することがある。

(エ) 機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産

本事業の運営に必要な機材及び備品等。

イ 運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約を締結し受領する権利等

(ア) 土地及び施設等の使用权

運営権者が本運営事業の用に供するために、市が必要と認めた場合は、P F I 法第69条第6項に基づき、行政財産を貸し付けるものとする。この場合において、P F I 法第71条第2項により、無償又は時価より低い対価で貸し付けることがある。

(9) 市職員の派遣要請

運営権者は、本運営事業の円滑な立ち上げと着実な業務の遂行のため、P F I 法に基づき市に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件は、市の水準を基本とし、その費用については運営権者の負担とする。

(10) 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い

本事業開始日の前日までに市が締結し、履行が終了していない契約のうち、工事に係る請負契約については、本事業開始日以降も市が引き続き当該契約の当事者となる。

その他の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するものとする。ただし、当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。

(11) 市が実施している業務との連携

運営権設定対象施設又はそれ以外で、本事業開始日に履行が終了していない工事、施設撤去工事、上水道の配水管更新及び維持修繕など市が実施している工事について、双方の業務が円滑に行えるよう、運営権者は、市と適宜調整を行う。

(12) 更新等を行った施設の所有

運営権者が新たに更新等をした市工業用水道事業に係る施設の所有権は、市に属する。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市は、本運営事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間全体を通じて、市自らが従来の方式によって実施した場合と比較して、水需要の喚起、新規需要の開拓、新たな収入源の確保等による収益性の向上や事業費の縮減による経営基盤の強化や、先進技術を活用した状態監視保全の実施体制の確立などが期待でき、事業を効率的かつ効果的に実施できると判断した場合に、本運営事業を、PFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業（以下「選定事業」という。）とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本運営事業を選定事業とした場合、その判断結果及び評価内容を市ホームページ掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第4 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の選定に関する事項（選定の手続き）

（1）募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行う。

市は、優先交渉権者選定にあたり、客観的評価を行うため、学識経験を有する者等からなる大阪市PFI事業検討会議（以下「検討会議」という。）を適宜開催し、募集要項等公表資料及び市が評価し、選定する優先交渉権者等について、検討会議から意見を聴取したうえで決定する。なお、検討会議は、非公開とし、委員の構成は、次のとおりである。

<大阪市PFI事業検討会議 委員>

座長	佐野 修久	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
委員	市川 裕子	弁護士
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

※本事業に関する、各委員への問い合わせや働きかけ（金銭、物品の贈与や接待等を含む。）といった、検討会議の公正性を損なう行為は禁止する。また、これらの行為をした者は、本事業への参加を認めない。

（2）審査及び選定手続き

ア 審査に関する考え方

市は、応募者からの提出書類の審査にあたっては、第2-2の基本方針の趣旨を十分に理解し、実施方針及び要求水準書（案）の各事項を満たしたうえで、事業運営及び体制構築等に関し、本事業を実施するための高度な能力を備える等、経営の持続性を担保しつつ確実に効率的な本事業の実施が見込まれる提案を高く評価する。

イ 選定手続き

市は、以下の手順に従って募集及び審査し、優先交渉権者を選定する。

(ア) 募集要項等の公表

市は、検討会議から意見を聴取したうえで、以下の募集要項等を市ホームページ掲載等により公表する。

- ・募集要項
- ・要求水準書（案）
- ・モニタリング計画（案）（第5－6（3）参照）
- ・優先交渉権者選定基準
- ・基本協定書（案）（（3）ア参照）
- ・実施契約書（案）（（3）オ参照）

(イ) 資格確認書類の提出及び審査（資格審査）

本事業に参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（事業実施体制及び構成企業（2（1）ア参照）の役割を示したものを含む。以下「資格確認書類」という。）を募集要項に従って作成、提出し、資格審査を受けることとする。

市は、提出された資格確認書類を審査し、結果を当該審査参加者へ通知する。ただし、申請受付期限までに資格確認書類を提出しない者及び審査結果にて参加資格がないとされた者（資格確認書類が実施方針及び要求水準書（案）の各事項を明らかに満たしていない者を含む。）は、本審査以降の選定手続きに参加できない。

(ウ) 競争的対話の実施

市は、要求水準書（案）、基本協定書（案）、実施契約書（案）等の調整を目的に資格審査の合格者（以下「資格合格者」という。）と対話を行う。

なお、対話が実施される間においては、その対話内容は、原則非公表とするが、要求水準書（案）の変更等、公平性、透明性、競争性確保の観点から公表の必要があるものについては、適切な時期に市ホームページ掲載等により公表する。

(エ) 事業提案書の提出及び審査（事業提案審査）

資格合格者は、事業提案書を募集要項等に従って作成、提出し、事業提案審査を受けることとする。

事業提案書は、実施契約締結前に運営権者が市へ提出する全体事業計画書（（3）ウ参照）の骨子となるものである。

事業提案書は、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現手法、根拠等を示しつつ、本事業期間全体の運営体制、新規需要の開拓や新たなサービス及び付加価値の創出などによる収益性の向上策、状態監視保全に基づく管路管理計画、及び利用料金及び運営権対価の額（第5－4（2）参照）の提案内容を踏まえた収支計

画等を含めた実施計画に基づいたうえで作成することとする。

事業提案審査は、優先交渉権者選定基準に従って、事業提案書の評価及び事業提案書に基づく本審査参加者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む。）により行う。

（オ） 優先交渉権者等の選定及び公表

市は、事業提案審査後、検討会議から意見を聴取したうえで、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、審査結果を当該参加者へ通知する。

市は、選定後速やかに審査結果を市ホームページ掲載等により公表する。

ウ 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

事業者の募集及び選定において、応募者がいない場合又は経営基盤の強化が見込めない等、本事業が適切に遂行される見通しがないと市が判断した場合、市は、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。

市は、その旨を市ホームページ掲載等により公表する。

（３）優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後、以下の手続きを行うこととする。

ア 基本協定の締結

優先交渉権者は、特別目的会社の設立その他準備行為等を記載した基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

市と協議のうえで、優先交渉権者が基本協定の締結に速やかに応じない場合又は基本協定締結後に実施契約締結の見込みがないことが明白な場合には、市は、審査及び選定での決定順位に従い、次点交渉権者を優先交渉権者として、基本協定の締結以降の手続きを再度行うことができる。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された基本協定書（案）の修正には原則として応じない。

イ 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結からＰＦＩ法第19条第４項に規定する運営権設定に係る議案の市会提出までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）として、会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社を市内に設立することとする。その際、事業の目的、株式の取扱い、取締役・監査役等の選任・権限等をＳＰＣの定款に定めなければならない。なお、本事業期間中は、その本社所在地を市外に移転させてはならない。

ウ 事業計画書の提出

優先交渉権者は、実施契約の締結までに、事業提案審査時に提出した事業提案書に基づき、市から貸与又は提供される追加の開示資料を活用しつつ、より精度を高めた内容を反映した全体事業計画書を作成、提出し、要求水準への適合性、計画の合理性等の観点から市の承認を受けることとする。

なお、当初の中期事業計画書及び単年度事業計画書についても上記と同様とする。

それぞれの事業計画書の内容は、以下のとおりである。

(ア) 全体事業計画書

要求水準を達成するための運営体制、収支計画及び本事業の実施計画（各業務の実施目標、各年度の想定事業量、セルフモニタリング計画を含む。）で構成する本事業期間全体の計画

(イ) 中期事業計画書（3事業年度毎。3期目のみ4事業年度とする。）

全体事業計画書を踏まえた、当該期間中の運営体制、収支計画等、本事業の実施計画

(ウ) 単年度事業計画書

中期事業計画書に基づく当該年度の詳細計画

エ 準備行為

優先交渉権者又はSPCは、事業開始に向けた準備行為の一環として、市と協議のうえで現地調査（浄配水場等）を実施できる。

オ 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、PFI法第19条第4項に規定する運営権設定に関する市会の議決を経た後、SPCに対して運営権を設定する。

運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権を設定登録する。

市が上記運営権を設定したうえで、市と運営権者は、実施契約書（案）に従い、速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には原則として応じない。

市は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項により、運営権を設定した旨等及び実施契約の内容を市ホームページ掲載等により公表する。

カ 譲渡又は貸与対象資産等の授受

運営権者が第3-1(8)ア(エ)及びイ(ア)に掲げる権利等を受領する場合、市と運

営権者は、当該受領に係る契約を本事業開始日までに締結し、運営権者は、本事業開始日に譲渡又は貸与対象資産等を市から授受する。

上記手続きについては、市が算出する予定価格以上で有効な見積書を運営権者が提出した場合に、譲渡又は貸与契約を締結し、その他必要な手続き及び対価支払いを経たうえで、運営権者は、対象資産を市から授受する。

(4) 提案書類等提出に係る注意事項

ア 提出書類の作成等に係る費用

市への提出書類の作成、印刷及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄

市は、応募者が事業提案書等の作成に必要と市が判断する情報を適当な時期に開示する。

なお、市から守秘義務対象の開示資料（以下「開示資料」という。）の貸与を受ける者は、貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

開示資料の貸与を受けた者は、開示資料原本及びその印刷物等（開示資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むが、これに限らない。）については、使用を終えた時点で市へ返却、又は責任を持って破棄し、上記誓約書の定めに従って市へその旨報告しなければならない。

ウ 提出書類の取扱い

市が提出を受けた書類は、応募者へ返却しない。

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、市が公表その他本事業に関して必要と認める範囲内において、市は、これを無償で使うことができる。

また、市は、優先交渉権者の選定後、審査結果公表の一環として、必要に応じて提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

エ 提出書類中の第三者の特許権等

応募者は、提出書類において、第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されるもの）の対象となっている工事材料、施工方法、指示管理方法等を使用した結果生じる責任を負う。

2 競争参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成

ア コンソーシアム

応募者は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、その名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。なお、コンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という。）から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続き及び市との連絡調整等を担当することとする。

また、資格確認書類の提出以降、構成企業が同時に他のコンソーシアムに属することは認めない。ただし、実施契約締結後に、運営権者とならなかったコンソーシアムに属する企業が運営権者から本事業に関係する業務を受注することは妨げない。

イ 議決権株式

構成企業は、SPCに出資するとともに、本議決権株式（第5－7(2)に定める本議決権株式をいう。）の全ての割当ては、構成企業のみで受けるものとする。

ウ 構成の変更等

資格確認書類の提出以降、代表企業の変更又は構成企業の離脱は、原則として認めない。

構成企業を追加する場合は、応募者は、事前に市の承認を得なければならない。

また、構成企業が以下の事項のいずれかに該当する場合、市へ速やかに通知しなければならない。

- ・ (2)の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 構成企業を支配している者が変更された場合
- ・ 新たに第三者に支配された場合

なお、支配とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）第1条に規定する特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社、親会社の関係を指す。

(2) 参加資格

構成企業は、資格確認書類の提出時点において、次に掲げる要件に該当すること。（詳細は、募集要項等公表時に開示する。）なお、資格審査から優先交渉権者決定までの間に以下のいずれかの要件に該当しないこととなった場合、市は、当該構成企業の参加資格を取り消すことがある。

ア 法令事項

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) PFI法第9条の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

イ 市の要綱及び税の滞納等に係る事項

- (ア) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (イ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく停止措置又は入札等除外措置を受けていない者であること。
- (ウ) 市に納税義務を有する者は、大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (エ) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (オ) 債務超過の状態に陥っていない者であること。
- (カ) 検討会議の委員が属する組織若しくは企業と関連がない者又はその組織若しくは企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- (キ) 本事業のアドバイザー業務受注者及び当該受注者から当該アドバイザー業務を再委託されている者でないこと、又はこれらの者と支配関係にある者でないこと。

3 事業者選定のスケジュール等

実施方針公表後のスケジュールは、概ね表3に掲げるとおりである。スケジュールの詳細、変更等については、市ホームページ掲載等により公表する。

表3 事業者選定のスケジュール

時 期	内 容
令和2年4月	・実施方針の公表 ・特定事業の選定及び公表
4～5月	・実施方針に関する説明会
10月	・募集要項等の公表

	・募集要項等に関する説明会
11月	・資格確認書類の提出
令和3年以降	・競争的対話の実施 ・事業提案書の提出 ・優先交渉権者の選定 ・基本協定の締結 ・運営権設定に関する市会の議決 ・運営権の設定登録 ・実施契約の締結 ・工業用水道事業に関する経済産業大臣の事業許可
令和4年4月(予定)	・本事業開始

第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担

運営権者は、工業用水道事業全般にわたり、工業用水道事業者として権限と責任を有するため、実施契約等に特段の定めのない限り、自主性と創意工夫をもって本事業を遂行するうえで生じる一切のリスクを管理する。

現時点で想定している本事業に係る個別のリスクにおける分担内容については、以下に示す主な内容及び別紙2 リスク分担表（案）に記載する内容を基本とし、実施契約書に詳細を規定する。

（1）不可抗力

市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのない豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等による事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象（以下「不可抗力」という。）により運営権設定対象施設が物理的損壊を受けた場合は、市は、施設の復旧にかかる費用を負担し、運営権者は、応急復旧等の役務を提供する。

（2）需要及び事業費の変動

運営権者は、本事業を自らの事業として、一定期間、自主性と創意工夫をもって実施するものであるから、本事業の実施に際して通常想定される需要の減少リスク及び事業費の増加リスクは、原則として運営権者が負担する。

ただし、多量使用の利用者の使用中止が相次ぐなど、通常では予測しがたい状況により、運営権者が、より一層の収益性の向上・コスト縮減策等の経営努力を行ってもなお、本事業の遂行に著しい支障があると判断される場合、市は、運営権者と協議を行い、施設所有者として事業方針に係る判断を行うなど、事業継続に向けた具体策を講じることとする。

2 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の第三者損害賠償保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

3 対象業務における要求水準

市は、本事業期間において、事業運営、施設の適切な管理運営、お客さまサービス、災

害及び事故への対応等、実施契約に基づき本事業を適正に実施するにあたってのサービス水準として、要求水準書を定めることとする。

運営権者は、要求水準書に記載される要求水準はもとより、要求水準を踏まえて作成する事業計画書を遵守し、本事業を実施しなければならない。

本実施方針（案）公表時点で想定する要求水準書の主な体系は、表４に掲げるとおりである。

表４ 要求水準書の構成

第1 総則	1 要求水準書の意義 2 事業の背景・目的 3 運営権者に求める基本方針 4 本運営事業の対象となる施設 5 事業の範囲 6 本事業期間 7 要求水準書の構成 8 関係法令等の遵守・参照 9 用語の定義			
	業務分類	業務範囲	対応する要求水準の 項目（目次）	各要求水準の項目 の構成
事業 全般	工業用水の供給 及び経営等	- 工業用水の供給に関する業務 - 経営に関する業務 - 事業全般に係る事項	第2 工業用水の供給及び 経営等に関する要求 水準	運営権者は、業務毎の 要求水準を適切に理解 し、原則、関係法令、条 例等や運営権者におい て策定した諸規定等を遵 守したうえで、各業務を 履行することとする。 左記の要求水準の構 成については、次のとお りである。 1 基本方針 2 業務範囲 3 要求水準 4 参照文書…要求水 準の根拠となる市の 規定類やマニュアル 類を指す。
特定 事業	浄水場及び配水 場の管理運営	- 施設管理 - 運転管理 - 水質管理	第3 浄水場及び配水場の 管理運営に関する要 求水準	
	管路の管理運営	- 管路管理計画の策定 - 管路管理計画の運用・ 管理 - 維持保全 - 緊急修繕 - 支障移設関連	第4 管路の管理運営に関 する要求水準	
	お客さまサービス	- 営業に関する業務 - 水道メーターに関する 業務	第5 お客さまサービスに 関する要求水準	
	災害及び事故 への対応	- 災害への対応に関する 業務 - 事故への対応に関する 業務	第6 災害及び事故への対 応に関する要求水準	

附帯事業	給水施設	・ 給水施設に関する業務	第4 管路の管理運営に関する要求水準 第5 お客さまサービスに関する要求水準	
-------------	------	--------------	---	--

注1) 取水管及びその附属設備に関する業務は「第3 浄水場及び配水場の管理運営に関する要求水準」に、配水管及びその附属設備に関する業務は「第4 管路の管理運営に関する要求水準」にそれぞれ記載している。

注2) 附帯事業である給水施設に関する要求水準について、道路部分の緊急修繕は「第4 管路の管理運営に関する要求水準」に、設置・撤去工事、上水道等との誤接合防止等は「第5 お客さまサービスに関する要求水準」にそれぞれ記載している。

4 利用料金等及び運営権対価に関する事項

(1) 利用料金等の考え方

本運営事業におけるPFI法第2条第6項に規定する利用料金は給水料とする。

また、事業法上で、工業用水の料金以外でその費用の負担区分等を供給規程に定めることとされている収入について、運営権者はその負担区分及び算定方法等を供給規程に定めなければならない。その上限等、市が定める基準の詳細は、実施契約書（案）において示す。

(2) 利用料金及び運営権対価の設定及び提案

ア 利用料金の設定

(ア) 利用料金に係る給水料の額は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に100分の110を乗じて得た額とすることを基本とする。ただし、1円未満の端数金額があるときの端数計算については、市が別に定める。

・ 1月の責任使用水量が30立方メートルを超える場合

責任使用水量に対する分	1立方メートルにつき 35円
超過流量（運営権者が定める時間における使用水量（以下瞬間使用水量という。）が当該時間当たりのその月の責任使用水量（以下瞬間責任使用水量という。）を超えた場合における当該瞬間使用水量のうち瞬間責任使用水量を超える部分をいう。以下同じ。）に対する分	1立方メートルにつき 70円

・前記以外の場合

責任使用水量に対する分	1 立方メートルにつき 35 円
使用水量のうち責任使用水量を超える部分に対する分	1 立方メートルにつき 70 円

(イ) (ア)の方法による利用料金の算定にあたって、運営権者は1月の責任使用水量を決定し、利用者に通知する。責任使用水量の決定については、実施契約書(案)において示す。

(ウ) (ア)の方法による利用料金の算定にあたって、1月の使用水量がその月の責任使用水量に満たない場合には、その月に当該責任使用水量を使用したものとみなして(ア)の算定方法を適用する。

(エ) 本事業期間中、運営権者は、(ア)による利用料金の設定を基本とする他、利用者の水使用形態に応じて選択できる新たな利用料金を別途定める。

ただし、使用水量が同一条件下においては、新たな利用料金により算定した年間給水料は、(ア)により算定した年間給水料を超えないように設定しなければならない。詳細は、実施契約書(案)において示す。

イ 利用料金及び運営権対価の提案

アに基づく利用料金及び運営権者が市に支払う本運営事業に係る運営権の設定に対する対価(以下「運営権対価」という。)は、事業提案書提出(第4-1(2)イ(エ)参照)の際に応募者から提案を受ける。

運営権対価の額の提案にあたっては、本事業期間中に効率的な事業運営を行った場合の経営シミュレーションを行い、本運営事業の価値を適切に評価して、利用料金の設定とともに算出することとする。

運営権対価の支払い方法は、事業期間にわたって均等分割によることとし、市は、当該分割金に対して利息を設定しない。

また、本事業期間中においても、運営権者はア(エ)による新たな利用料金の算定方法を提案することができる。ただし、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合は事前に市と協議を行う。

詳細は、実施契約書(案)において示す。

ウ 所管省庁の認可

運営権者は、利用料金の決定後、事業法第17条第2項に基づき、工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

なお、供給規程の内容については、経済産業大臣へ申請する前に、市と十分に協議しなければならない。

(3) 利用料金の収納

運営権者は、利用料金を利用者から直接収納する。

5 事業の費用負担に関する事項

(1) 運営権者が実施する本事業に要する費用

本事業の実施に要する費用の全ては、原則、工業用水道事業者たる運営権者が負担する。ただし、運営権者が負担しない費用について、別紙2 リスク分担表（案）に記載するもののほか、以下に示す。

ア 特定事業

(ア) 更新等に関する費用は、当初計画で見込んだ更新等に係る工事費を算定の基礎とし、更新等に係る工事費から、事業期間終了時の減価償却累計額相当額を控除した残存簿価相当額を市が負担する。（以下「一部負担金」という。）

また、当該更新等工事について、国庫補助金や第三者による費用負担等を受ける場合は、その金額の一部を加算したうえで、一部負担金を算定する。

市は、一部負担金の額を、運営権者が実施した更新等工事の事業量実績（竣工した工事量等。）に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う。（部分的に前払する場合もある。）

詳細は、実施契約書（案）において示す。

なお、水道メーターについては、市は取替資産としており、一部負担金の対象は、使用開始に伴う水道メーターの設置であり、金額は水道メーターの取得価額を算定の基礎とする。

(イ) 第三者からの依頼に基づく配水設備の支障移設工事に関する費用は、当該第三者と別途締結する契約等において、負担者を定める。なお、運営権者が負担する場合、支障移設工事が更新にあたる場合は、一部負担金の対象となる。

(ウ) 末端管路の撤去に関する費用は、施設の所有者である市が判断し、選定する末端管路のうち、事業提案書による業務量等の提案に基づいて運営権者が撤去を行うため、市が負担するものとし、運営権者は、除却に伴う経営収支への影響に配慮する。

イ 附帯事業

(ア) 給水施設（水道メーターは除く。）の設置・撤去工事及びこれらに附随する費

用は、供給規程に工事申込者が負担することと定めたうえで、当該申込者が負担する。なお、運営権者が自らの判断においてこれを負担することを妨げない。

(イ) 給水施設の漏水時の緊急対応・修繕に要した費用のうち、道路部分は運営権者が負担し、利用者の敷地内部は当該利用者が負担する。なお、運営権者が自らの判断においてこれを負担することを妨げない。

(2) 20 条負担金

運営権者は、P F I 法第 20 条に基づき、本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等をした運営権設定対象施設及び本事業開始日の前日までに市が契約を締結し、本事業開始日以降も市が建設又は更新等を行い、竣工した運営権設定対象施設の事業期間中の減価償却費相当額を負担する。

市は、20 条負担金の額を、各年度における市の減価償却費に基づき確定させ、運営権者は、毎年度末、金銭にて市に支払う。

(3) 運営権を設定しない施設等に関する費用

運営権者は、市水道事業や他事業体と共有又は共用し、運営権を設定しない施設等のうち、本事業の実施のために使用する施設等に関する修繕費や減価償却費相当額等を負担する。詳細は、実施契約書（案）において示す。

6 運営権者の責任の履行確認に関する事項

(1) 基本方針

要求水準書や事業計画書で定めた目標の達成や業務品質の確保を目的として、運営権者が健全経営のもと、本事業を適正かつ確実に履行しているか否かを確認、評価するため、市は、運営権者に対し、本事業の目的を十分に理解し、投資対象の選択と集中により工事費の抑制が図られているか等について重点的にモニタリングを実施し、運営権者は、自らの事業に対するセルフモニタリングを行う。

また、市は、市が行うモニタリングの評価に対し、第三者による客観的な評価を求めするため、市によるモニタリングの一部として、外部有識者機関によるモニタリングを併せて行う。

事業開始までに、市と運営権者の双方が全体のモニタリングについて協議、確認しながら、事業開始後は、市は、運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、外部有識者によるモニタリングを総合的に運用し、重層的なモニタリング体制を構築するとともに、市が実施したモニタリング結果については、定期的に公表することにより事業の透明性、客観性を確保する。

(2) モニタリングの実施体制

ア 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、市が実施方針、要求水準書で定める事項を適切に理解し、事業法をはじめとする関係法令、条例等に基づき本事業の業務を適正かつ確実に履行するとともに、事業計画で定めた目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準の遵守状況を自ら確認する「セルフモニタリング計画」を策定し、市との協議を踏まえ完成させる。

これに基づき、本事業における各業務の要求水準の遵守状況、財務状況などに関するセルフモニタリングを実施する。

また、セルフモニタリング結果の記録を作成、保存するとともに、所定の期限までに業務報告書として市に提出する。

イ 市によるモニタリング

市は、本事業について、市が策定する(3)の「モニタリング計画」に基づいて、運営権者の業務状況、財務状況及び中期事業計画の進捗状況等についてモニタリングを実施する。

業務状況に関するモニタリングにあたっては、市は、運営権者が提出したセルフモニタリング結果に関する業務報告書により、事業計画に対する進捗状況や要求水準の適合性を確認するとともに、市が業務の各過程で定めたモニタリング項目に関する確認や、必要に応じて、抜き打ち検査等を実施するなど、運営権者に対して所定の報告書以外の資料請求や実地調査等を行う。

また、財務状況に関するモニタリングにあたっては、専門的な知見・ノウハウを有する者等からの支援を得て実施することについても併せて検討する。

なお、事業計画の目標が達成されない、又は業務品質が確保されないと判断した場合、市は、改善を指示することとし、運営権者において指示等を踏まえた改善措置を図ることが可能なフィードバック期間が確保されるようモニタリングの時期を設定し、事業の品質確保と適正執行を担保する。

ウ 外部有識者機関によるモニタリング

市は、学識経験者等で構成する外部有識者機関を設置し、市によるモニタリングの妥当性等について客観的な確認、検証を受け、専門的な知見に基づく意見具申を受ける。

また、外部有識者機関は、自ら必要と認める場合には、市及び運営権者に対して資料請求や実地調査等を行うことができる。

(3) モニタリング計画（案）の概要・骨子

「モニタリング計画」は、市や外部有識者機関によるモニタリングに、運営権者のセルフモニタリングを加えたモニタリングの全体計画である。

本事業に参加を希望する資格合格者は、事業提案時に「セルフモニタリング計画（案）」を提案する。

このため、市は、募集要項公表時において、セルフモニタリング以外の市によるモニタリングの実施体制や手順等を示した「モニタリング計画（案）」を示す予定である。

本実施方針（案）では、「モニタリング計画（案）」の概要・骨子を以下に掲げる。

ア 業務モニタリング

市は、本事業を構成する各業務フローにおいて、全体の品質を客観的に検証できるモニタリング項目を設定し、市が定める要求水準の遵守状況について、確認、検証を行う。

モニタリングにあたっての主な確認項目は、次に示すとおりである。

- ・ 供給規程の策定、収益性の向上・コスト縮減策の実施状況
- ・ 浄配水場の施設管理計画・運転管理計画の策定と運用状況、維持管理業務の履行状況
- ・ 管路管理計画の策定と運用状況、維持保全・緊急修繕業務の履行状況
- ・ 給水、水道メーター点検、利用料金収納等のお客さまサービスに関する業務の履行状況
- ・ コンプライアンスの確保、個人情報の保護等の本事業全体に係る業務の履行状況

イ 財務モニタリング

市は、運営権者における円滑な事業推進のための財務状況の健全性について、公認会計士等による監査済の計算書類等（貸借対照表、損益計算書等）、その他の財務書類（キャッシュフロー計算書等）及び重要な経営指標等の提出を受けつつ、財務会計と管理会計の両面から、経営指標等を含め、次に示す主な事項の確認、検証を行う。

- ・ 運営権者の事業計画（全体、中期、単年度）に則った事業の実施状況評価
- ・ 損益状況や資金繰り、資金調達方法や償還計画の妥当性
- ・ 計画上の収支と実績との差異分析
- ・ 上記、差異分析を踏まえた事業の見通し評価や改善策の検討
- ・ 事業の健全な運営を阻害する事象や原因の確認と経営リスク管理

ウ 中期事業計画モニタリング

中期事業計画の最終年次において、当該計画と実績との差異分析により、当該期間

中の事業の進捗、達成状況等を確認するとともに、それ以後の事業の達成見込や将来の経営見通しについて確認し、検証する。

また、差異分析の程度によっては、市は、次期中期事業計画に向けた事業手法の見直し等を運営権者に指示し、運営権者は、次期中期事業計画や全体事業計画に反映する。

(4) モニタリングによる改善措置等

市のモニタリングによる評価又は外部有識者機関の意見具申により、事業計画の目標が達成されない、又は業務品質が確保されないと判断した場合、市は、運営権者に対し、業務改善等の指示を行う。

業務改善等の指示を受けた運営権者は、速やかに改善手法や改善に必要と見込まれる合理的な期間を定めた業務改善計画を作成し、市に提出、承認を得たうえで、業務改善措置を行う。

市は、運営権者から業務改善措置完了の報告又は業務改善計画の期限の到来を受け、改善状況を確認する。改善状況を確認した結果、改善されていないと市が判断した場合は、市は、運営権者に対し、催告や業務改善等について改めて指示を行う。

なお、事業計画や要求水準との乖離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めることがある。

これらの対応によっても正当な理由なく業務改善がなされず、改善が見込めないと市が判断した場合には、市は、運営権者事由による実施契約の解除を行う。

7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 運営権の処分

運営権者は、運営権、実施契約上の地位及び本事業に関し市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、市の書面による事前の承認を得ることなく、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項の市の許可をあらかじめ得た場合には、例外的に運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、同条第4項に基づく市会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合には、少なくとも以下を含む条件を付す。

ア 譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること

イ 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位

の譲渡を受けること

ウ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者が本運営事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は、合理的な理由なくこれを拒否しないが、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

（２）運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他担保設定（以下総称して「処分」という。）に関し、以下のとおり市は、原則として関与しないものとする。一方、運営権者が発行する本議決権株式については、工業用水道事業の極めて高い公共性を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自らが保有する本議決権株式を、他の本議決権株主又は市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分をしようとするときは、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人又は新規発行される本議決権株式の引受人が、基本協

定又は株主誓約書に定める一定の資格を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の本事業の実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株主の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設の内容

(1) 運営権設定対象施設の立地に関する事項

本運営事業の施設の所在地は、表5に掲げるとおりである。

表5 運営権設定対象施設の所在地

運営権設定対象施設	所在地
東淀川浄水場	大阪市東淀川区柴島1丁目3番14号
鶴見配水場	大阪市鶴見区横堤4丁目29番60号
桜宮配水場	大阪市都島区網島町11番9号先
北港加圧ポンプ場	大阪市此花区北港2丁目4番
工業用水道の配水管網の総体	大阪市内一円

(2) 運営権設定対象施設の規模に関する事項

本運営事業の施設の規模は、表6に掲げるとおりである。

表6 運営権設定対象施設の規模

水源		淀川
給水能力		151,000 m ³ /日
取水施設	取水口	1基
	沈砂池	2池
	取水ポンプ	4台(1棟)
浄水施設	混和池	3池
	沈澱池	3池
	薬品注入設備	1式
排水処理施設	脱水機	上水と共用
配水施設	配水池	東淀川浄水場 3,460 m ³ (2池)
		桜宮配水場 1,950 m ³ (2池)
		鶴見配水場 12,520 m ³ (4池)
		合計 17,930 m ³ (8池)
	配水ポンプ	東淀川浄水場 7台 桜宮配水場 3台

		鶴見配水場	5 台 (内 2 台休止)
		合計	15 台 (3 棟) (内 2 台休止)
	加圧ポンプ	北港加圧ポンプ場	3 台

2 土地の使用に関する事項

本運営事業用地は全て地方自治法第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。運営権者が特定事業を行うにあたっては、実施契約のほかに市有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第3－1(6)ウに定める任意事業を行う場合には、市と運営権者は市有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本運営事業用地を使用できるようにする。

第7 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

- (1) 基本理念
- (2) 事業の承継等及びその準備
- (3) 本運営事業の対象施設
- (4) 本事業の業務範囲
- (5) 公共施設等運営権の取消、移転
- (6) その他の事業実施条件
- (7) 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- (8) 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (9) 運営権対価等
- (10) 浄配水場運転及び水質管理等業務委託契約
- (11) 要求水準
- (12) 計画及び報告
- (13) 運営の評価
- (14) 利用料金の設定及び改定
- (15) リスク分担
- (16) 子会社等
- (17) 誓約事項
- (18) 知的財産権

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

なお、市によるモニタリングの結果等、市と運営権者の認識に齟齬が生じた場合に備え、専門的、客観的立場から調整を図るための第三者機関を設置するものとする。

協議の方法等や第三者機関の設置に関する事項については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生した全ての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8 本運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本運営事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を解除又は終了するものとする。この場合、業務の引継や運営権者が所有する資産等について、第3-1(7)エと同様の取扱いとする。なお、個別の解除又は終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細は、実施契約書（案）において示す。

1 運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 解除事由

運営権者に実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。なお、主な事由は、次のとおりである。

- ・運営権者が本運営事業を実施できなかったとき、又は実施することができないことが明らかになったとき
- ・運営権者に、実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- ・倒産、財政状況の著しい悪化、その他運営権者の責に帰すべき事由により、本運営事業の継続が困難と合理的に判断されるとき
- ・運営権者が本運営事業に関する法令の規定に違反し、催告後も是正されないとき

(2) 解除後の措置

市は、運営権を取消す。運営権者は、市に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、当該解除により市に損失が生じた場合には、当該損失を負担する。

また、この場合において、市の責に帰すべき事由により運営権者の側にも損害が生じた場合は、運営権者が負担する違約金又は当該損失額からこれを控除する。

なお、当該解除により運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 市事由解除

ア 解除事由

運営権者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合又は実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除する

ことができる。

イ 解除後の措置

市は、運営権を取消し、運営権者に対して、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

(2) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

不可抗力により運営権設定対象施設の全部が滅失したときは、実施契約を当然に終了する。

また、不可抗力により本運営事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、市は、実施契約を解除する。

イ 解除又は終了後の措置

不可抗力により運営権設定対象施設の全部が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。

不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行う。

不可抗力により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

(3) 特定法令等変更解除

ア 解除事由

本事業期間中に、公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令、通知、条例等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、運営権者が本運営事業を継続することが制度上困難となる場合は、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除後の措置

市は、運営権を取消し、当該特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は、

各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

3 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本運営事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、必要に応じて、これらの支援を運営権者が受けることができるように協力する。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。